

第91回 金沢市都市計画審議会議事録

1. 日時

令和元年9月25日（水）14:00～15:00

2. 場所

金沢市役所 7階 全員協議会室

3. 出席委員

①学識経験者

（各 50 音順）

井口 栄市

金沢市農業委員会会長

島田 明子

弁護士

杉村 佳津子

石川県消費生活支援センター所長

竹村 裕樹

金沢学院大学教授

出村 昌史

金沢大学准教授

中山 晶一朗

金沢大学教授

蜂谷 俊雄

金沢工業大学教授

眞鍋 知子

金沢大学教授

②市議会議員

高 誠

金沢市議会副議長

下沢 広伸

金沢市議会総務常任委員長

麦田 徹

金沢市議会建設企業常任委員長

③関係行政機関

山田 哲也

国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長（代理）

竹俣 隆一

石川県土木部長（代理）

遠藤 知庸

石川県農林水産部長（代理）

坂尻 勇一

石川県警察本部交通部長（代理）

④市民

笹井 鍊造

金沢市町会連合会副会長

能木場 由紀子

金沢市校下婦人会連絡協議会長

(司会)

定刻となりましたので、只今より第91回金沢市都市計画審議会を開会いたします。本日は計画案審議として県決定案件が3件、市決定案件が4件ございます。また案件結果報告が2件ございます。十分にご審議をお願い申し上げます。

それでは、はじめに都市整備局長の木谷より、ご挨拶を申し上げます。

(木谷局長)

皆様にはお忙しいところお集まり頂きましてありがとうございます。また、本市の都市計画行政に日頃からご協力頂きまして心から御礼申し上げたいと思います。

昨年度まで数年間、金沢市としましては、都市計画マスタープランや集約都市形成計画など、立て続けに重要な計画を策定する大きな節目を迎えておりました。

まさに今年度からは、そのような計画をしっかりと実現に向けて進めていくという、そのような時期に入ろうかと思っております。

本日お集まりの委員の皆様方には様々なご意見を賜り、ますますお力を頂かなければならない場面も多くなってこようかと思っております。

本日は、この都市計画審議会の中でも、非常に重要な案件であります、10年ぶりに市街化区域編入、線引きの見直しといった案件もお諮りすることになっております。

ご審議いただく件数も多くなっておりますが、皆様方から忌憚のないご意見をお願いしまして、挨拶とさせていただきます。

(司会)

それでは、ここからの進行を竹村会長にお願いしたいと存じます。会長よろしくお願ひいたします。

(会長)

それでは、議事に入ります前に、事務局の報告によりますと、只今、委員20名の内17名が出席していますので、金沢市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に照らし、本会議は有効に成立しておりますことを報告いたします。

次に、金沢市都市計画審議会運営要領第7条の規定により、議事録の署名委員を指名させていただきます。今回は、井口委員、中山委員をお願いいたします。お二人にはどうぞよろしくお願ひいたします。

(会長)

それでは議事に入りたいと思います。まず石川県決定案件の3件です。議案第394号「金沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」と、第395号「金沢都市計

画 都市計画区域の変更」および第396号「金沢都市計画 区域区分の変更」の3つの計画案審議については関連することから事務局より説明をまとめてお願いします。

(事務局)

議案第 394 号「金沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、いわゆる「金沢都市計画区域マスタープランの変更」につきまして、ご説明いたします。

本案件は6月3日開催の第90回金沢市都市計画審議会にて原案審議いただいた後、石川県都市計画審議会の専門委員会での審議、更に、パブリックコメントを実施しております。原案審議時からの変更箇所は基本的にはなく、今回計画案として改めて簡単にご説明いたします。

お手元の議案書2ページに概要を示しました資料と、また、議案書とは別に新旧対照表をお配りさせていただきましたので、こちらのスクリーンと併せてご覧ください。

この都市計画区域マスタープランですが、都市計画法第6条の2の規定に基づき、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として、石川県が都市計画区域毎に決定する法定計画でございます。

金沢都市計画区域は、金沢市、内灘町、野々市市で構成され、区域面積は合計 25,011ha です。また現在の「金沢都市計画区域マスタープラン」は平成 21 年に策定され、概ね 10 年が経過しています。その間には本格的な人口減少、少子高齢化社会の到来、近年頻発する大規模災害、新幹線時代の到来など社会情勢が大きく変化してきたことを踏まえ、平成 30 年 7 月の石川県都市計画マスタープランの改定、平成 31 年 3 月の金沢市都市計画マスタープランの改定を踏まえ、この度見直しを行うものです。

都市計画区域マスタープランの役割・構成ですが、当該都市の発展の動向、人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、おおむね 20 年後の都市計画の基本的な方向性を示すものです。構成としましては、①都市計画の目標、②区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、③主要な都市計画の決定等の方針から成っております。ここからは、具体的な内容を示しております。新旧対照表は1ページから4ページをご覧ください。

こちらに示す7つの基本理念に基づき都市づくりを進めます。スクリーンの赤字で示した箇所は今回追加修正した箇所でございます。地域毎の市街地像は商業・業務ゾーン、居住ゾーン、工業ゾーンからなる①市街地ゾーン、②農業ゾーン、③自然保全ゾーンをそれぞれ定めています。

お手元の議案書は2ページの右側をご覧ください。新旧対照表は4ページから6ページをご覧ください。ここでは、「区域区分」いわゆる線引きの有無と、区域区分の方針を示しております。線引きの有無に関しましては、今後とも適切な土地利用を図るため、従来通り線引きを行うものとしたします。人口及び産業の見通しに基づき、かつ

市街化の現況及び動向を勘案した結果、令和7年の市街化区域の規模は約10,132haと想定します。

お手元の議案書は1ページの右下をご覧ください。新旧対照表は6ページからとなります。ここからは、「主要な都市計画の決定等の方針」を述べております。土地利用の方針としまして、商業・業務地については、駅西～金沢港までを重点地区として捉え、適正な土地利用・高度利用による都市機能の誘導を目指す地区に位置づけております。住宅地については、立地適正化計画を反映させ、集約型まちづくりを目指すことや、空き家の適正な管理と利活用を推進することとしております。工業地については、アクセス性の高い道路沿線に工業地の配置を行い、生産機能、流通業務機能のさらなる強化を目指すこととし、農地につきましては、農地法の改正を受け、「保全、活用すべきもの」として位置づけております。

次に、「都市施設整備に関する主要な都市計画の決定等の方針」を示しております。新旧対照表は10ページから15ページです。交通体系の整備の方針として、新県立図書館と金沢美術工芸大学の移転に伴い、アクセス道路として(都)小立野旭町線を位置づけます。また、無電柱化を核とした街並み整備の推進などにより、安全で快適な環境の創出を目指しております。

また、新旧対照表13ページ下水道及び河川の整備の方針では、未整備区域の下水道整備や下水道整備区域の見直しを行うとともに、持続可能かつ効率的な下水道運営を目指します。河川では総合的な治水対策を推進し、犀川と浅野川における川筋景観の保全に努めることとしています。

新旧対照表は15、16ページです。市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針にて、都心軸の市街地再開発事業の積極的な活用により、高度利用の促進や老朽化建築物の再整備を促進するほか、南新保地区では、土地区画整理事業による良好な市街地形成を図ります。

新旧対照表は16ページから19ページになりますが、自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定等の方針では、主要な緑地として自然災害に備えた防災拠点の機能向上や公園の防災機能の強化について、防災力の向上を図るほか、低未利用地を利活用したまちなかの緑化空間の創出を図ることとしています。議案書3ページをご覧ください。ここでは金沢都市計画区域におけます土地利用などの構造図を載せております。都市拠点など3つの拠点や、居住ゾーンなど5つのゾーン、その他、交通機能などを載せております。

最後に、本案件について、令和元年9月6日から9月20日まで2週間、公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。

引き続きまして、議案第 395 号「金沢都市計画 都市計画区域の変更」についてご説明いたします。お手元の議案書の 4 ページから 7 ページに、図面を添付しておりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

まず、お手元の議案書の 5 ページをお開き下さい。今回、新たに都市計画区域に取り込む区域の説明をいたします。

金沢港に面する赤色で囲った無量寺地区及び現在の戸室埋立場の一部である赤色で囲った清水町地区の 2 地区が、今回ご審議いただく区域でございます。

議案書は 6 ページをお開き下さい。こちらは拡大図でございます。赤枠の範囲が「都市計画区域に取り込む区域」でございます。今回の変更区域は 2 地区あり、1 地区目無量寺地区は戸水町タ之部 63 番 3 の地先公有水面約 0.5ha でございます。現在、石川県では金沢港周辺において、増加するクルーズ船やコンテナ貨物に対応するため、金沢港機能強化整備計画により、クルーズターミナルの建設やコンテナ上屋の整備が行われています。当該地区においては、土地利用計画が定まったことから、ふ頭用地の埋立てが現在行われており、当該区域の計画的な整備、開発及び保全を図るため、このたび都市計画区域を拡大するものです。

こちらは、現地の航空写真でございます。赤枠の区域は、令和 2 年 3 月にふ頭用地の埋立て完了予定です。

議案書は 7 ページをお開き下さい。こちらは 2 地区目、清水町地区の拡大図でございます。清水町地区は清水町、戸室新保、若松町の各一部で約 23.5ha でございます。清水町地区は、現在一般廃棄物の第 3 期最終処分場として埋立てが行われており、令和 4 年には完了する計画となっております。当該地区において、埋立て完了後、跡地の一体的な整備を行う計画であり、当該区域の計画的な整備、開発及び保全を図るため、都市計画区域を拡大するものです。

こちらは、現地の航空写真でございます。今回都市計画区域を拡大する区域の西側、すでに埋立てが完了している第 1 期第 2 期の埋立地は、戸室スポーツ広場などとして整備がなされています。

最後に、今回の都市計画区域の拡大に伴い、金沢都市計画区域の都市計画区域面積は約 24,987ha から、約 25,011ha になります。

以上でございます。

引き続きまして、議案第 396 号「金沢都市計画 区域区分の変更」についてご説明いたします。

お手元の議案書の 8 ページから 13 ページに、掲載しておりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

こちらが今回の変更で市街化区域に編入を行う地区になります。議案書 9 ページに

位置を示しています。都市計画区域全体で、7カ所約67haを編入し、そのうち金沢市の編入は、南新保地区のほか、打木地区、中屋町地区、無量寺地区の4カ所、約54.8haです。

こちらは南新保地区でございます。国道8号や金沢外環状道路海側幹線、金沢駅港線に囲まれており、交通アクセスが良好な地区でございます。また、金沢市都市計画マスタープラン及び先ほど説明いたしました都市計画区域マスタープランにおいて、新たに開発すべき区域として位置づけております。

当地区は、昭和59年に特定保留地区として位置づけられており、この度組合区画整理により計画的な開発が確実となったことから市街化区域に編入をするものです。なお、計画人口は1,810人です。当地区の整備は、今後の高齢化社会に対応するため、県立中央病院との近接性を活かし、「医療・健康・福祉のまちづくり」を進めていきます。

こちらは打木地区でございます。当地区は、安原異業種工業団地に隣接しており、白山インターや金沢外環状道路海側幹線に近接しています。この地区は、金沢市都市計画マスタープラン及び区域マスタープランにおいて生産機能地区に位置づけられ、アクセス性などの立地条件を活かし、新規工場の誘致や市街地内の工場の再編を推進する地区とされています。安原異業種工業団地はこれまで4次にわたり拡張を行っており、既存工業地がすべて完売したことを受け、今回、第5次の拡張を行い、さらなる拠点性の強化が見込まれるものでございます。

こちらは中屋町地区でございます。こちら、白山インターや金沢外環状道路海側幹線に近接しています。先ほどの打木地区と同様に、金沢市都市計画マスタープランおよび、区域マスタープランにおいて生産機能地区に位置づけられ、アクセス性などの立地条件を活かし、新規工場の誘致や市街地内の工場の再編を推進する地区とされています。企業ニーズに応じて、いなほ工業団地の拡張として整備を行うものでございます。

こちらは無量寺地区です。先ほど都市計画区域の変更で説明しましたとおり、当該地区において土地利用計画が定まり、ふ頭用地の埋立てが行われることから、都市計画区域の変更と併せて市街化区域に編入し、金沢港の機能強化整備を行います。

以上が区域区分の変更、市街化区域及び市街化調整区域の変更についての説明です。なお、本案件について、令和元年9月6日から9月20日まで2週間、公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。

(会長)

説明ありがとうございました。全部で3つありました。1つ目が、いわゆる都市計画区域マスタープランの変更、2つ目が都市計画区域の変更、そして3つ目が、いわゆる線引き、市街化区域の変更です。

この案件3つは相互に関連がありますので一括で説明いただきました。これまでの説明につきまして何かご質問なりご意見なりありますでしょうか。

(A委員)

南新保地区につきまして、県立中央病院が建て替えられ、今後福祉のまちづくりをされるということですが、この辺りが具体的にはどのような計画なのかお聞かせください。

(会長)

南新保地区につきまして、事務局よりもう少し詳しく説明をお願いしますか。

(事務局)

南新保地区の計画につきましては、本日の議案第399号「土地区画整理事業の決定」という中で、もう少し詳細なご説明はさせていただく予定でございます。今説明いたしました第395号、第396号に伴う南新保地区の市街化区域の編入につきましては、昭和59年から市街化を図るべき区域として保留となっていた箇所でございます。今回整備が確実となったということで、市街化区域に編入していただきたいという地域でございます。

詳細計画につきましては後程、区画整理事業の説明をいたしますので、ご確認いただき、そこでまたお気づきの点があれば、ご意見のほどお願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。他にご意見はありますでしょうか。

(意見なし)

(会長)

意見がないようでしたら、この件については意見書も出ておりませんので、本案件どおり、県の都市計画審議会に付議させていただくことといたします。

続きまして、金沢市決定案件の議案第397号「金沢都市計画 用途地域の変更」と第398号「金沢都市計画 特別用途地区の変更」の2つの計画について、これも関連いたしますので、事務局から一括して説明をお願いいたします。

(事務局)

議案第 397 号「金沢都市計画 用途地域の変更」についてご説明いたします。

お手元の議案書では、14 ページから 19 ページに、掲載しておりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい

今回の用途地域の変更は、先程ご説明いたしました、市街化区域の編入に伴い、土地利用方針や周辺の用途地域指定状況を加味し、新たに用途地域を指定するものでございます。お手元の議案書では、15 ページをご覧下さい。先程の市街化区域編入地区と同じ地区で 4 地区でございます。地区毎に具体的な設定内容をご説明いたします。

まず、国道 8 号や金沢外環状道路海側幹線、金沢駅港線に囲まれた南新保地区です。南新保地区の約 33.3ha は、土地区画整理事業の面的整備に備える地区であるため、土地利用が可能となるまでの間、暫定的に第一種低層住居専用地域（建ぺい率 30%、容積率 50%）に指定します。なお、土地区画整理事業の進捗に併せまして、本用途地域への変更及び地区計画の決定を予定しております。

次に、安原異業種工業団地を拡張する打木地区です。市街化編入する地区が 2 つに分かれておりますが、南側の約 17.2ha は、新たな区画道路などの公共施設整備に備える地区であるため、暫定的に工業専用地域（建ぺい率 30%、容積率 200%）を指定します。なお、事業の進捗に併せまして、工業地域への用途地域の変更、及び、地区計画の決定を予定しております。

北側の約 1ha は、規模も小さく、新たな公共施設整備も伴わないことから、本用途として、周辺の安原異業種工業団地と同じく工業地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）に指定します。

次に、いなほ工業団地を拡張する中屋町地区です。中屋町地区の約 2.8ha も新たな区画道路などの公共施設整備に備える地区であるため、暫定的に工業専用地域（建ぺい率 30%、容積率 200%）を指定します。なお、事業の進捗に併せまして、工業地域への用途地域の変更及び地区計画の決定を予定しております。

次に、無量寺地区につきましては、周辺と一体的な土地利用を図るため、工業専用地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）を指定し金沢港の機能強化整備を推進してまいります。

以上、用途地域を変更する地区について説明させていただきました。

なお、本案件について、令和元年 9 月 6 日から 9 月 20 日まで 2 週間、公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

引き続き、議案第 398 号「金沢都市計画 特別用途地区の変更」についてご説明いたします。

お手元の議案書では、20 ページから 22 ページに、掲載しております。

特別用途地区とは、用途地域を補完するために、地区の特性に応じた規制の強化を図るもので、第二種特別工業地区はこれまで安原異業種工業団地において、約45haが指定されております。

今回、変更する地区は、新たに市街化区域に編入し、工業地域に指定する打木地区の北側約1haです。こちらを既存の工業団地と同様に、特別用途地区（第二種特別工業地区）に指定します。具体的に制限される用途は、工場と併設される工場従事者のための住宅以外の一般的な戸建て住宅や共同住宅などのほか風俗営業建築物やカラオケボックス、運動施設、床面積が50㎡を超える店舗などです。

以上、特別用途地区の変更についてご説明させていただきました。

なお、本案件について、令和元年9月6日から9月20日まで2週間、公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

（会長）

説明ありがとうございます。この案件は土地利用です。市街化区域に編入された後にはどのような用途がふさわしいか。南新保や中屋、あるいは無量寺について、用途地域をどう決定するかということでございます。説明につきまして何かご質問なりご意見なりありますでしょうか。

（B委員）

資料の16ページ、南新保地区についてです。用途地域の説明でしたが、委員の皆さんが今回の変更は暫定的な内容であると理解されていますでしょうか。

第一種低層住居専用地域のみで規定されておりますが、普通の家が建たないような建ぺい率も規定されています。しかも高速道路に隣接していますが、そこは当然将来には商業か何かがあるべきであろうエリアであると考えます。これは数年間だけ暫定で決められて、あと何年か後にはもう一度変更して、例えば第一種住居地域など、周囲と同じ用途地域にする計画である等、またこの高速道路沿いは近隣商業を想定しているエリアであるというような、将来的に今回の決定のままではないということが委員の皆さんが認識できているか、あえて質問いたしました。

（会長）

暫定的とはどういう意味か、またその後本用途に変わるわけですが、どのような計画を行っていくのか、この辺りについて事務局は説明をお願いいたします。

（事務局）

B委員のご質問に対してご回答いたします。16ページの南新保地区、そして17ペー

ジの打木地区、18 ページの中屋地区はいずれも住居系と工業系という違いがございますが、今回は暫定用途の規定でございます。南新保地区は、次の案件でお諮りいたしますが土地区画整理事業を今回都市計画決定する予定です。その上で、今後は事業認可を受けて、道路を整備し、そして宅地の使用収益を開始する準備を始めていきます。その間本来の事業実施はできないわけですが、市街化区域に編入された時点で、建築基準法では建築できるということになりますので、なるべく、本来の区画整理事業の支障になるような建物を制限するためにあえて建ぺい率、容積率を厳しい形で定めています。用途地域でいいますと、住居系で一番厳しいものとしています。

また工業系では、工業専用地域という形で、要は事業に基本ならないような制限をかける形で一定期間、暫定的に厳しい用途をかけるものでございます。

いずれの地区もこれから事業が進捗していきます。進捗に合わせて、本来の用途の指定等、また地区計画で補完する形で、本来の事業計画に合うような形の制限を図っていきたくと考えております。よろしく願いいたします。

(B 委員)

はい、わかりました。先ほどのご説明ですと多くの方が理解されてないと思い、あえて質問いたしました。

(会長)

よろしいでしょうか。都市計画特有の言い方ですが暫定用途として、とりあえずは一番厳しい基準で何も建たない状況にして、もう少し事業が進捗して計画が明らかになった段階で本格的な、最終的な用途地域に変えていくということです。今後都市計画の変更という形で、またご審議いただくことになると思います。

他にはよろしいでしょうか。

(意見なし)

(会長)

他にご意見もないようですので、本案件どおりとして答申します。

続きまして、金沢市決定案件の議案第 399 号「金沢都市計画 土地区画整理事業の決定」と、第 400 号「金沢都市計画 道路の変更」の 2 つの計画案審議については関連することから事務局より説明をまとめてお願いいたします

(事務局)

議案第 399 号「金沢都市計画 土地区画整理事業の決定」につきまして、ご説明い

たします。お手元の議案書は、23 ページから 25 ページとなります。こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

事業の位置についてご説明いたします。議案書は、24 ページになります。

金沢市南新保土地地区画整理事業の区域は、金沢港につながる 50m 道路の沿線に位置し、金沢駅の北西、また石川県庁の北東に位置しております。施行面積は今回市街化区域に編入する約 33.3ha を含む約 41.0ha です。

計画図です。議案書は 25 ページになります。石川県立中央病院などの公共施設や、国道 8 号、50m 道路などの広域交通網からのアクセスの良さを活かし、土地地区画整理事業により、良好な市街地の形成を図るものです。

石川県立中央病院の周囲を医療・福祉関連施設のゾーンとして土地利用を図ります。また国道 8 号沿いの紫色で示した範囲につきましても、商業用地など沿道サービスとして活用していくこととしております。オレンジ色の範囲につきましても、健康交流ゾーンとして活用を図り、黄色のゾーンにつきましても、区画整理事業施行地区外の隣接する既存集落との調和を図りながら、住宅地として活用していくこととします。

こちらが現況の航空写真でございます。赤色で示した範囲が今回の土地地区画整理事業のエリアでございます。

なお、本案件につきましても、9 月 6 日から 20 日まで公衆の縦覧のように供しましたが、意見書の提出がなかったことを申し添えます。

以上が、金沢都市計画土地地区画整理事業の決定についての説明でございます。

続きまして、議案第 400 号「金沢都市計画 道路の変更」についてご説明します。お手元の議案書は、26 ページから 29 ページとなりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧ください。

位置図になります。議案書は 28 ページになります。こちらの赤線で示す路線が本案件の都市計画道路になります。方位は図面、上が北になります。金沢外環状道路海側幹線から土地地区画整理事業地まで伸びる東西の道路が 3・4・51 号西部中央通り線、金沢駅港線から石川県立中央病院の南側を通る東西の道路が 3・4・53 号中央病院南線、金沢外環状道路海側幹線から中央病院南線まで延びる道路が 3・4・54 号南新保戸水線です。

いずれの路線も金沢西部地区土地地区画整理事業における幹線街路として、昭和 61 年に都市計画決定されたものであり、今回、南新保土地地区画整理事業の決定に合わせて、変更を行うものでございます。

計画図になります。議案書は 29 ページになります。こちらの赤色で着色された部分が、今回都市計画道路の区域とする箇所、青色の部分が区域から削除する箇所となっております。今回の変更では、3・4・6 号北安江栗崎線において発生している慢

性的な交通混雑の緩和を図るため、区画整理事業地内の地区内交通を国道8号へ誘導することとしております。そのため、南新保戸水線は国道8号と接続するため、延長が約160m延伸し、中央病院南線は南新保戸水線と接続するため、約320m短縮します。またこれに合わせ、3路線ともに線形が変更となります。

最後に、本案件につきましては、令和元年9月6日から9月20日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

以上で説明を終わります。

(会長)

ありがとうございます。25ページが将来のイメージといたしますか、参考図としてはこういう格好で成立し、それに合わせる形で現在の都市計画道路を変更するということですね。今まで県道に接続する計画でしたが、国道の方へ計画を変更していくというものです。

以上の説明について、何かご質問なりご意見なりありますでしょうか。

(A委員)

25ページで計画は概ねわかりましたが、まず健康交流ゾーンとか医療福祉ゾーンというものが具体的にはどのような施設が来ることを想定しているのか、という質問です。もう一つは、調整池となっている箇所ですが、やはり相当面積が必要なのでしょう。全体に対する割合が高いように思ったのですが、実際どれぐらいの設置になるのでしょうか。

(会長)

2点質問がありました。事務局は説明をお願いいたします。

(事務局)

まず1つ目の土地利用について説明いたします。どのような施設が来るかということにつきましては、特にこの土地区画整理事業の動き出しの時点で、地元からご相談があり議論がありました。人口が右肩上がりに増えていった時代の、住宅用の土地を供給していくというような従来の土地区画整理事業ではなく、今は人口が右肩下がりになってくるような時代であり、土地利用については、よくよく考えていただきたいということを、事業を始める際に地元の方にも話をしたところです。

当該地区につきましては、繰り返しになりますが、県立中央病院という広域的な医療施設がございます。具体的にどのような施設が来るかということにつきましては、今回は組合事業になるため、事業を行う地元さんが様々な事業者と交渉しております

ので、今この場でどのような施設が来るということまでは申し上げられませんが、医療福祉ゾーンにつきましては、中央病院と連携する、例えば製薬関係の施設などを考えておりますし、オレンジ色の健康交流ゾーンにつきましては、例えばジムなど健康増進に繋がるような施設を想定して土地利用を目指しているところでございます。

2つ目の調整池につきましては、今の時代、これだけ計画したので十分である、ということも難しく、実際には地区内の下流の排水量は流下能力によって変わってきますが、当該地区においては、調整池としてこれだけの面積が必要と判断し計画したということでございます。

(事務局)

市街地再生課です。全体の約41ha面積があった中で調整池は約2.1haとかなりの面積があります。先ほどの説明にもありましたけれども、この地区につきましては、なかなか深さが確保できないということで自然流下を原則としておまして、深さがあまり確保できないことから必要面積がどうしても大きくなってしまい、これだけの計画面積となっております。

(事務局)

先ほどの議案の説明にもありました通り、将来的には用途地域の変更に合わせて地区計画を決定する予定でございます。

戸建ての住宅など住宅系の用途を規制するような土地利用の制限につきまして、地区計画でそれぞれのゾーンに対して規制していく予定でございます。

(会長)

ありがとうございました。他に何か、ご質問はありますか。

(C委員)

都市計画道路の変更は、国道の渋滞緩和のために作られるということで説明がありましたが、道路は片側1車線の道路幅員で計画を想定しているのでしょうか。

(事務局)

議案書の26ページでございますが、3・4・54号南新保戸水線の計画内容について記載がございます。現在は2車線の道路で計画をしており、車道の両側に歩道を整備する予定をしておまして、総幅員が16mという形で考えております。

県道が渋滞しないように国道へ車両を持っていくということで、慢性的な交通混雑が図るため、8号への接続に変更するというものです。

(C 委員)

自転車専用通行帯は設けるのでしょうか。

(事務局)

スクリーンの図の下側の断面をご覧ください。車道の両側に 1 m50 c m の幅がございいますが、今回の都市計画決定の段階で自転車専用通行帯を設置するか否かというところについては、まだ結論が出ておりません。実際に区画整理事業を進めまして、今後それぞれの道路の実施設計をしていく中で、地元の意向も聞きながら検討していくこととなります。

(会長)

ありがとうございます。16m となっている計画の中でどのように活用するか、今後また検討するというとですね。ありがとうございました。

他にご意見はありますでしょうか。

(意見なし)

(会長)

他にご意見もないようですので、取りまとめさせていただきますが、反対意見もなく、意見書の提出もされておられませんので、本案の通り答申します。

続きまして、事務局から案件結果報告を受けたいと思います。説明をお願いします。

(事務局)

案件結果報告を申し上げます。議案書は 30 ページに掲載しておりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。令和元年 6 月 3 日に開催しました、第 90 回金沢市都市計画審議会でご審議いただきました案件です。

議案第 393 号「金沢都市計画 公園の変更」(3・3・10 号 玉川公園)につきましては、令和元年 7 月 1 日付け金沢市告示第 73 号で決定の告示がなされたことを報告いたします。

続きまして、金沢市景観計画の一部変更についてご報告いたします。

8 月 21 日から 28 日にかけて、委員の皆様にご意見聴取を行いました。その結果、都市計画審議会からの意見として、建物高さ規制など、都市計画制度の適正な活用に努められたい、と意見を申し添え、「特に意見なし」として令和元年 9 月 2 日に金沢市長あてに意見聴取結果を回答いたしております。

なお、今回の変更につきましては、令和元年9月11日付け金沢市告示第133号で変更の告示がなされましたことを報告いたします。

以上、案件結果報告でございます。

(会長)

景観計画の件ですが、9月11日に告示されて、実際の運用などその辺について少し詳細について説明をお願いいたします。

(事務局)

景観政策課です。計画の変更につきましては、眺望景観形成条例の施行によります。実際の運用は今年の10月1日からになります。

(会長)

はい、ありがとうございます。

景観計画が今回一部変更ということで、委員の皆さんにも事前にご案内させていただいて、ご意見をいただいたということでもあります。

私も全体としては特に異存はないかと思えます。併せてご意見も申し上げました。都市計画と景観計画制度については結構、密接に関係しています。例えば山の景観などを考えたときに、山側に高い建物が建つと景観を阻害したりします。或いはひがし茶屋街から見たとき、高いビルがあれば不調和が生まれます。このようなことがあるので、やはり都市計画で建物の高さであるとか、建物規模であるとか様々な面で調整を図っていくべきであるため、意見を添えさせて頂きました。

他にご意見はありますか。

(意見なし)

(会長)

他にご意見もないようなので、報告については以上としたいと思います。

これで、本日すべての案件について、滞りなく審議が終了しました。

委員の皆様には円滑な議事進行にご協力をいただき、誠にありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しします。

(事務局)

会長どうもありがとうございました。

そして委員の皆様も長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。
ご審議いただいた案件につきまして、手続きを進めさせていただきます。

また、本日いただきました貴重なご意見は、今後の事業を進める上で参考にさせていただきます。

それでは、以上を持ちまして、本日の金沢市都市計画審議会を閉会いたします。

みなさまどうも本日はありがとうございました。

—以上—